

## 〔改訂版〕 Q & A 旅館業トラブル解決の手引 ホテル

### —お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

・ 124 頁 A 1～4 行目（下線部分）

誤	<p>まずはお客様の身体の安全を第一に考え、<u>腹痛を緩和する常備薬などを提供し、それでも腹痛が改善されない場合には、医師による診察を受けられるよう医療機関に連絡をして、タクシーを手配するなどの対応をすべきでしょう。</u></p>
正	<p>まずはお客様の身体の安全を第一に考え、<u>医師による診察を受けられるよう医療機関に連絡をしてタクシーを手配するなどの対応をすべきでしょう。</u></p> <p>この点、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」では薬局開設者、医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、<u>医薬品の販売、授与等をしてはならないと定められていることに注意が必要</u>です（違反に対する罰則もあります）。</p> <p><u>すなわち、貴館がお客様に手元の薬を渡してしまうことはこの法律に抵触する可能性があるため、してはなりません。また、貴館が従業員のために用意した薬をお客様に渡したり、従業員が持っている薬をお客様に渡すことも、同様にしてはなりません。</u></p>

・125頁 末尾（下線部分）

誤	<b>参 考</b> 民法 709 条
正	<b>参 考</b> 民法 709 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 24 条・84 条

・128頁 **A**1～4 行目（下線部分）

誤	まずは、お客様に寒気や高熱を緩和する薬を提供し、症状が治まらないよ うであれば、医療機関を紹介したり、医師に往診に来てもらうなど、応急の 措置を講ずるべきでしょう。
正	まずは、医療機関を紹介したり、医師に往診に来てもらうなど、応急の措 置を講ずるべきでしょう。 なお、「 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法 律</u> 」において、 <u>薬局開設者や医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、 業として、医薬品の販売や授与等をしてはならないと定められておりますの で、貴館がお客様に手元の薬を渡すなどの行為はこの法律に抵触する可能性 があり、してはなりません。詳しくは「61 お客様が夕食のおかずを残して 翌日に食べ、腹痛を起こしたら？」を参照してください。</u>

2022 年 8 月

新日本法規出版株式会社